

意見公募要領

1 意見公募対象

「固定電話網の円滑な移行の在り方」二次答申～最終形に向けた円滑な移行の在り方～（案）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

情報通信審議会は、平成28年2月25日（木）、総務大臣より「固定電話網の円滑な移行の在り方」について諮問を受けたことを踏まえ、電気通信事業政策部会及び電話網移行円滑化委員会において調査審議を積み重ねてきました。

平成29年6月28日（水）開催の第39回電気通信事業政策部会において、「固定電話網の円滑な移行の在り方」二次答申～最終形に向けた円滑な移行の在り方～（案）を取りまとめたことから、本答申（案）について、平成29年6月29日（木）から同年7月28日（金）までの間、意見を募集します。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-Gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見対象箇所及び意見内容を（別紙様式1）の記入例に従って記載し、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式2）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見対象箇所及び意見内容を意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： denwamou-ikou_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 宛

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、「_atmark_」を「@」に置き換えてお送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっております。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 宛

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-5838

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 宛

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

平成 29 年 6 月 29 日（木）から同年 7 月 28 日（金）まで（必着）

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見公募対象の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、意見提出者が法人又は団体である場合は、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体の名称及び代表者の氏名に限ります。）を公表する場合があります。意見を提出する法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき又はその他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を公示又は公にしないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

担 当：影井課長補佐、宮野課長補佐、中島主査、樋口係長、松田係長、加藤官

電 話：03-5253-5978

F A X：03-5253-5838

電子メールアドレス：denwamou-ikou_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合の意見提出フォーム記入例

(別紙様式1)

<p>提出意見 (必須)</p>	<p>【意見対象箇所】 9 頁 1. 固定電話網の I P 網への移行工程・スケジュール等 (3) 具体的移行に向けた今後の取組について このため、委員会においては、サービス移行に係る取組を確実に担保するため、具体的対応の取組状況について、N T T から定期的な報告を求め、必要に応じて関係者からの意見聴取等を行い、今後も随時フォローアップしていくことが必要である。</p> <p>【意見内容】 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○…</p>
	<p>【意見対象箇所】 14 頁 2. I P 網への移行に向けた電気通信番号の管理の在り方 2. 1 電気通信番号の適正な管理・利用の仕組みの導入 2. 1. 2 具体的方向性 (考え方) これらの制度的な対応は、事業者に対して新たな義務を課し、又はその権利を制限する内容が含まれることとなるため、電気通信事業法に規定することも含め、適切な制度設計を総務省において検討することが適当である。</p> <p>【意見内容】 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○…</p>

空白、改行も 1 字として取り扱われます。

※2000 字まで

(別紙様式2)

意見書

平成29年 月 日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会長 宛

郵便番号
(ふりがな)
住所(所在地)
(ふりがな)
氏名(法人又は団体名等)(注1)
電話番号
電子メールアドレス

「固定電話網の円滑な移行の在り方」二次答申～最終形に向けた円滑な移行の在り方～(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

<p>【意見対象箇所】</p> <p>○頁</p> <p>△△…</p> <p>□□…</p> <p>【意見内容】</p> <p>◇◇…</p>
--

(記入例)

<p>【意見対象箇所】</p> <p>9 頁</p> <p>1. 固定電話網の I P 網への移行工程・スケジュール等</p> <p>(3) 具体的移行に向けた今後の取組について</p> <p>このため、委員会においては、サービス移行に係る取組を確実に担保するため、具体的対応の取組状況について、N T T から定期的な報告を求め、必要に応じて関係者からの意見聴取等を行い、今後も随時フォローアップしていくことが必要である。</p> <p>【意見内容】</p> <p>○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○…</p>
<p>【意見対象箇所】</p> <p>14 頁</p> <p>2. I P 網への移行に向けた電気通信番号の管理の在り方</p> <p>2. 1 電気通信番号の適正な管理・利用の仕組みの導入</p> <p>2. 1. 2 具体的方向性(考え方)</p> <p>これらの制度的な対応は、事業者に対して新たな義務を課し、又はその権利を制限する内容が含まれることとなるため、電気通信事業法に規定することも含め、適切な制度設計を総務省において検討することが適当である。</p> <p>【意見内容】</p> <p>○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○…</p>
<p>【意見対象箇所】</p> <p>24～26 頁</p> <p>4. 技術の進展を踏まえたユニバーサルサービスとしての固定電話の効率的な確保 全体</p> <p>【意見内容】</p> <p>○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○…</p>